

「法人割引サービス」 / 「ビズ割サービス」 提供条件書

「法人割引サービス」は、当社指定の料金プランを2回線以上ご契約頂いた場合、「ビズ割サービス」は、当社指定の料金プランを6回線以上ご契約頂いた場合に、スマホプランの月額料金を割り引くサービスです。

(以下、「法人割引サービス」「ビズ割サービス」両方を指す場合に「本割引サービス」と記載。)

■適用条件

(「法人割引サービス」 / 「ビズ割サービス」 共通)

- ・法人名義でのご加入であること
- ・当社指定の以下プラン(1)に申し込みのうえ、(2)の対象プランが同一請求書内に指定の回線数ある場合適用となります。

	(1)割引対象プラン	(2)対象回線数カウント対象プラン
①	スマホプランS/M/L(タイプ1)(タイプ2)	スマホプランS/M/L(タイプ1)(タイプ2)、4G-Sプラン
②	スマホプランS/M/L(タイプ3)	スマホプランS/M/L(タイプ3)、ケータイプラン、新ウィルコム定額プラン S、新ウィルコム定額プラン GS、ウィルコムプラン Lite、ウィルコムプラン D+、プラン W,Portus for Biz(従量)、Portus for Biz(定額)

※①/②はそれぞれ請求書が異なります。

※請求先を統合しない場合や統合できないご契約による組合せの場合割引は適用されません。

(法人割引サービス)

- ・同一請求書内に上記カウント対象プランが2回線以上あること

(ビズ割サービス)

- ・同一請求書内に上記カウント対象プランが6回線以上あること

※同一請求書内に上記カウント対象プランが6回線以上ある場合、本割引サービスは併用可能です。

■特典

スマホプランの基本使用料からそれぞれ下記料金を割引いたします。

法人割引サービス	最大 540 円/月
ビズ割サービス	最大 540 円/月

※手続きが完了した当月は日割りでの適用となります。なお、対象外プランからのプラン変更は、翌料金月適用となります。

※上記割引金額は税込

■特典適用終了について

以下いずれかに該当した場合、当該月をもって特典の適用を終了します。

- ✓ ワイモバイル通信サービス契約が解約となった場合。(解約月まで割引は適用となります。)
- ✓ 個人名義のご請求先に請求を統合された場合。
- ✓ 「スマホプラン」以外の料金プランに変更された場合。
- ✓ ご契約名義もしくはご請求先が個人名義となった場合。
- ✓ 同一請求書内のカウント対象プランが指定の回線数を下回った場合。

■注意事項

- ✓ 「スマホプラン」の月額料金や新規事務手数料、機種変更手数料または契約変更手数料が割引、もしくは無料となる別のキャンペーンと重複した場合、本割引サービスの割引の一部もしくは全部が適用されない場合がございます。
- ✓ 請求統合をされている場合には、本割引サービスが適用とならない場合がございます。
- ✓ 「スマホベーシックプラン S」、「スマホベーシックプラン M」、「スマホベーシックプラン L」には、適用されません。
- ✓ 本割引サービスは、適用条件を満たす限り継続適用となります。
- ✓ ケータイプラン (PHS 対応プラン含む)、Pocket WiFi プランは、本割引サービスの割引対象外です。
- ✓ スマホプランは、1 回線以上のご契約が必要です。
- ✓ お申込みの際は、ご契約者が法人であることを証明できる確認書類が必要となります。詳細は当社ホームページをご確認ください。

■提供条件書記載事項の変更について

- ・ 本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。最新の提供条件書は、ホームページに掲載します。
- ・ 本提供条件書の記載事項を変更する場合、ホームページに記載する方法、文字メッセージ（契約者回線または当社電気通信設備から送信された数字、記号およびその他文字等によるメッセージをいいます）を配信する方法、または適当と判断する方法にて事前に通知します。

■その他

本提供条件書記載事項以外の部分については、各通信サービス契約約款の規定を適用します。

以上

更新日：2015 年 4 月 1 日